

改正

平成18年4月13日告示第113号

平成19年3月30日告示第70号

平成19年5月1日告示第106号

平成20年4月1日告示第76号

平成24年4月13日告示第93号

平成25年1月15日告示第5号

平成25年7月5日告示第149号

平成27年3月16日告示第32号

令和2年3月13日告示第32号

令和2年7月1日告示第147号

令和7年5月19日告示第77号

令和8年5月20日告示第67号

那須塩原市優良建設業者表彰要綱

(目的)

第1条 この告示は、那須塩原市が発注した建設工事を優秀な成績で完成した建設業者を表彰することにより、建設業者の技術の向上と工事施工の適正化を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「建設工事」及び「建設業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に定める建設工事及び建設業者をいう。

(表彰)

第3条 市長は、市が発注した建設工事を優秀な成績で完成した建設業者を毎年度表彰するものとする。

(表彰審査の対象となる建設工事)

第4条 表彰審査の対象となる建設工事は、前年度に完成した請負金額200万円を超える工事で市内に本店又は営業所（契約の締結及び履行についての権限を有するものに限る。）を有する建設業者が施工したものとする。

(優良建設業者の内申)

第5条 契約検査課長は、優良業者と認められる者を優良建設業者表彰内申（別記様式）により市長に内申するものとする。

（表彰の審査）

第6条 市長は、那須塩原市優良建設業者表彰審査委員会（以下「表彰審査委員会」という。）を設置し、前条に規定する内申について審査させ、表彰に該当すると認められる優良建設業者を選考させるものとする。

（表彰の決定）

第7条 市長は、表彰審査委員会が行う審査等に基づき、表彰を決定するものとする。

（表彰審査委員会の組織）

第8条 表彰審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には総務部に関する事務を所掌する副市長を、副委員長には他の副市長をもって充てる。

ただし、副市長が1人であるときは、副委員長には総務部長をもって充てる。

3 委員は、那須塩原市行政組織規則（平成20年那須塩原市規則第2号）第5条第1項に規定する部長、那須塩原市水道事業及び下水道事業管理規程（平成17年那須塩原市水道事業管理規程第1号）第4条第1項に規定する部長、那須塩原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成17年那須塩原市教育委員会規則第5号）第6条第1項に規定する部長その他委員長が指定する職にある者をもって充てる。

4 委員長は、表彰審査委員会の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（表彰審査の基準）

第9条 表彰審査の基準は、市長が別に定める。

（表彰の時期）

第10条 表彰の時期は、市長が別に定める。

（庶務）

第11条 表彰審査委員会に関する事務は、総務部契約検査課において処理する。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の黒磯市優良建設業者表彰要綱（平成4年黒磯市訓令第10号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年4月13日告示第113号）

この告示は、平成18年4月13日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第70号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月1日告示第106号）

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第76号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月13日告示第93号）

この告示は、平成24年4月13日から施行する。

附 則（平成25年1月15日告示第5号）

この告示は、平成25年1月15日から施行する。

附 則（平成25年7月5日告示第149号）

この告示は、平成25年7月5日から施行する。

附 則（平成27年3月16日告示第32号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日告示第32号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日告示第147号）

この告示は、令和2年7月2日から施行する。

附 則（令和7年5月19日告示第77号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

(那須塩原市優良建設業者表彰要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この告示の施行前に入札公告又は指名通知を行った建設工事については、第2条の規定による改正後の那須塩原市優良建設業者表彰要綱第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 5 月 20 日告示第 67 号）

この告示は、令和 8 年 5 月 20 日から施行する。

別記様式（第5条関係）
別記様式(第5条関係)

優良建設業者表彰内申書

年 月 日

市長 様

契約検査課長

次の業者を優良建設業者として表彰したいので内申いたします。

業者名				住所		
代表者職氏名				電話		
表彰対象工事	工事名					工事番号
	工事箇所					
	請負額					
	変更請負額					
	契約年月日		年 月 日			
	当初工期		年 月 日から 年 月 日まで			
	変更工期		年 月 日から 年 月 日まで			
	工事概要					
内申理由						
審査基準	評定点合計	点		主任監督員	点	
				総括監督員	点	
	評価			検査員	点	

【審査結果】 選定する 選定しない

審査基準	適否等	コメント
(1) 契約履行、成績評定	適 否	
(2) 他工事成績評定	適 否	
(3) 指名停止	適 否	
(4) 建設業法処分	適 否	
(5) 不都合・不名誉	適 否	
(6) 市内・準市内	適 否	
(7) 現地確認	良 否	